

東松山市社会福祉協議会・リーマン債1億円損失問題 あくまでも市長の座にしがみつく坂本市長に対し ついに市民の怒りが爆発！市長リコールを目指す 「『何とかしよう東松山市政』市民の会」が立ち上がった！

昨年9月15日に破綻した米大手証券会社リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク(以下リーマン社)経営破綻に端を発する埼玉県東松山市の社会福祉協議会(社協)が一億円分のリーマン社債損失問題で、ついに市民の怒りが爆発した。社協の前会長だった坂本祐之輔市長(54)に対するリコール運動が始まろうとしている。

[「『何とかしよう東松山市政』市民の会」](#)(関根文男代表)は2月3日、地方自治法に基づき、坂本市長のリコール(解職請求)運動の準備に入った。リーマン社債のほぼ全額が焦げ付き必至の状況で、坂本市長がその責任を回避し、負うべき市長としての責任を社協職員に卑劣にも押し付けようとした、と指摘。社協責任者としての責任をとらない市長の行動をはじめ、東松山市民病院の夜間救急取り止め措置や、同市の官製談合に対する責任回避などをリコールの理由としている。

これに先立つ1月23日には準備会が開かれ、同会の趣意書、宣言書が配布され、また今後のおおよその活動方針が示された。リコール請求には、一カ月以内に24,000人(同市有権者の1/3)分の署名を集めることが必要となる。同会は今後、署名活動を行う2千人規模のボランティアを集め、3万人を目標に必要な数の署名を集める方針である。

宣言書

東松山市長は、平成7年7月社会福祉を推進する為、福祉優先を掲げ市長選挙に当選し東松山市長になって、社会福祉事業を積極的に4期(約14年間)東松山市の指導者として市政の推進を図って来た事は大きく評価をするものであります。その一方で都市計画やまち創りを怠り、まち創りにおいて近隣市町村より大変遅れをとったと言われ、この財政難の折、市政は大きく後退をきたしまし

た。又、長期政権の為、市民や市職員の意見を聞かなくなり、独裁的政治が行われてきています。その事により、1年間に3件(①リーマンブラザーズ破綻による一億円損失を出した件。②東松山市民病院職員の多くの退職に伴い夜間救急医療を取止めた件。③官製談合疑惑等で逮捕者を2名も出しながら、市職員に責任を転嫁した件)もの大きな問題をかかえ、多くの市民に直接、間接的に大きな損害を与えています。

よって、坂本市長は倫理観の欠如と市長としての資質に大きな疑問を感じざるを得ません。

私たちは、新市長のもとで新たな体制で民主的な市政を回復させ、リーマンブラザーズの件についての責任と、公的医療の再生を求めて安心安全なまち創りを進める推進母体として『「何とかしよう東松山市政」市民の会』をここに設立します。

平成 21 年 1 月 23 日

「何とかしよう東松山市政」市民の会

趣意書

東松山市長は、平成 7 年 7 月社会福祉を推進する為、福祉優先を掲げ市長選挙に当選し東松山市長になって、社会福祉事業を積極的に 4 期(約 14 年間)東松山市の指導者として市政の推進を図って来た事は大きく評価をするものであります。その一方で都市計画やまち創りを怠り、まち創りにおいて近隣市町村より大変遅れをとったと言われ、この財政難の折、市政は大きく後退をきたしました。又、長期政権の為、市民や市職員の意見を聞かなくなり、独裁的政治が行われてきています。その事により、1年間に3件もの大きな問題をかかえ、多くの市民に直接、間接的に大きな損害を与えています。

解職請求は、憲法及び地方自治法に定められた、住民の正当な権利です。よって、東松山市長、坂本祐之輔氏を地方自治法第 81 条 1 項の規定により解職請求します。

《理由》

- ①平成 20 年 9 月 15 日リーマンブラザーズホールディングスの会社破綻に伴い明るみに出た、東松山市社会福祉協議会について買ってはならない民間社債、リーマン社の社債を購入し、1 億円の損失を出した事。
- ②1 億円の損失をした責任問題に対して、自ら東松山市社会福祉協議会の会長であり、理事長である責任者が、責任回避すべく、翌 9 月 16 日以後社協職員に責任転嫁をはかった事。
- ③市職員関係者に高圧的に、1 億円の内 5,000 万円を社会福祉協議会の前事務局長や担当職員に負担させ、社協責任者として責任を取らない行動を行った事。
- ④東松山市民病院に関しては、多くの医師の退職に伴い、夜間の救急医療の取止めや、一般診療にも大きく影響し、その改善策を迅速に取らない事。
- ⑤官製談合疑惑等で逮捕者 2 名を出した問題については、市職員約 120 名という市職員総数の約 1/5 にあたる人達の処分を出し、市長みずからの責任を取らずに職員に責任転嫁をしたため、行政事務の停滞につながっている事。

よって、坂本祐之輔市長は今後市政を推進して行くに当り東松山市長としてふさわしくない言動や考え方を持っている為、解職を請求するものであります。

「問題発覚前に坂本市長から会長交代を求められた」という社協幹部の内部告発、そして本紙の追及により、社協問題はこじれにこじれた。12 月初旬、市長は自らの給与 50%をカット(12.4)することで責任逃れを図るかと思えばこれを撤回。いっぽう理事会が社協前事務局長ら3名の職員に対し 5000 万円の賠償請求を妥当とし、市長の責任を不問とする結論を発表(12.9)。批判を受けた市長は、今度は 5000 万円賠償請求を一転して取り消し(12.13)、「請求があれば負担する」と述べた。同事件について任意の調査委員会が設置(12.18)され、坂本市長は社協会長を辞任した(12.22)。

こうした経緯、つまり「損失補填問題をどうするか」に終始し、「誰が損失補填をするのか」で混乱してきた経緯を見るにつけ、本紙はこれまで3回にわたりこの事件を特集し、その都度主張してきた論点の本質をもう一度繰り返さなければならない、と感じてきたのは事実だ。

すなわち、坂本市長に要求されるべき「責任の取り方」とは、市長の辞職。それ以外にない。「1億円の損害」は社協会長としての、市長の行政行為(決裁)の結果だ。この金額そのもの補填については社協という組織全体、ひいては東松山市全体が負うべきもので、市長個人の問題ではない。1億円の損害が、かりに市長の個人的な横領等によって生じたものであるならば、返還請求、あるいは賠償請求が発生する。しかし「社協リーマン社債1億円独断購入決裁」の場合、その決裁権は民主的な手続きにより選ばれた特別職(市長)に付与されたものだ。ならば、責任の取り方とは、まずその決裁権を含め市長の座を、市民に返還することであるはずだ。

だが竹森特別理事という「法律家気取りの青年職員」にいい加減な知識を入れ知恵されたのか、市長は「1億円を補填すれば市長の座は守れる」と勘違い。「カネの責任」をどうつけるかで社協幹部に対し強要・恫喝を行い、責任のなすり付けを行ってきたのである。事実、本紙が取材の過程で得た内部告発文書を読めば読むほど、この竹森特別理事が市政を引っかき回してきたかが、あきらかだ。「司法試験浪人」と同レベルのこのような青年職員が、コンプライアンス顧問・特別理事などという権限を与えられ、市長に「本来とるべきでない責任の取り方」を指南できるような状況こそが、東松山市の市政の病巣そのものなのではないか。そういう意味で、竹森特別理事とは病める東松山市役所の象徴的な存在だ。



『何とかなしろう東松山市政』市民の会が主張する市長リコールとは、まさに問題を正面からとらえ直し、「市長解職」を明確にターゲットに収めた、正道を行く運動であると本紙は考える。同会が結成されてからというもの、再び東松山市が大手メディアの視線を集め、TBSやテレビ朝日がすでに同会に取材を行っている。坂本市長はこうしたマスコミの取材からも逃げ回っているのだ。東松山市民のプライドを逆撫でてまで権力にしがみつくと、こんな卑怯で見苦しい男を自治体行政のトップに置く必要はまったくない。東松山市のリーマン債1億円損失問題とは、全国的な問題なのだ。日本中が見つめるなか、良識ある人々が立ち上がり、正当な主張を述べることで、東松山市の自浄作用が健全に機能していくことを、本紙は願ってやまない。

坂本市長の初当選は1994年。現在4期目である。長期政権が腐敗するというのは世の常である。東松山市は「リーマン社債問題」を契機として、生まれ変わるべき時期にきているのではないだろうか。